（記載要領）

１　報告する課徴金対象行為に該当する事実の概要

（１）当該課徴金対象行為に係る医薬品等の別及び名称

当該課徴金対象行為に係る医薬品等の別及びその名称を１（１）の欄に具体的に記載する。

（２）当該課徴金対象行為に係る記事

ア　当該課徴金対象行為に係る記事の内容

当該課徴金対象行為に係る記事の内容の記載に当たつては、当該課徴金対象行為の内容が明らかになるように、１（２）アの欄に具体的に記載する。

当該記事が複数ある場合、それぞれを記載する。

イ　当該課徴金対象行為に係る医薬品等の実際

上記アの記事に対応する課徴金対象行為に係る医薬品等の内容若しくは取引条件、又は同種若しくは類似の医薬品等を供給している他の事業者の医薬品等の内容若しくは取引条件の実際を、１（２）イの欄に具体的に記載する。

（３）当該課徴金対象行為をした期間

当該課徴金対象行為を始めた日及びやめた日を１（３）の欄に記載する。当該課徴金対象行為を始めた日が明確でない場合は、当該課徴金対象行為を行つていたことが確実な日であつて、最も古い日を記載し、「遅くとも」と付記する。

当該課徴金対象行為に係る記事が複数ある場合における当該課徴金対象行為を始めた日については、そのうち最も古い日を記載する。

２　その他参考となるべき事項

例えば、当該課徴金対象行為に係る医薬品等の内容（特性等）、売上額、商流等、参考となるべき事項を記載する。

３　添付資料

（１）当該課徴金対象行為に係る医薬品等に関する資料や当該課徴金対象行為に係る記事に関する資料等、当該課徴金対象行為に該当する事実の内容を示す資料を表に記載し、提出する。

日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

例えば、当該記事に関する資料としては、①当該記事が医薬品等、容器又は包装による広告その他の表示である場合は、当該医薬品等、容器又は包装等、②その他の場合は当該課徴金対象行為に係る記事を内容とする、チラシ、パンフレツト、ポスター、新聞紙、雑誌等の写し（テレビ放送による記事であるときは映像を録画し音声を録音したもの、ウエブサイトにおける記事であるときはウエブサイトのページを印刷等したもの）等が考えられる。

（２）前記１及び２に記載した事項のうちいずれかの事項の内容を示す資料であるかが分かるように、例えば、前記１（３）に記載した事項の裏付けとな